

第3章 整備の進め方

(1) 都市計画道路整備方針策定の必要性

これまでは、都市に人や産業が集まり、急速に市街地が形成されていく時代に対応して、都市計画道路を整備し、一定の成果を上げてきました。

しかし、社会経済情勢や、将来交通量の見通し等、都市計画道路を取り巻く状況は大きく変化しています。

今後、都市の成熟期を迎えるにあたっては、真に必要な道路を見極め、「選択と集中」による効率的・効果的な整備を進めることが求められています。

(2) 都市計画道路整備方針の対象区間と分類

都市計画道路整備方針では、都市計画道路（幹線街路）のうち、街路事業として事業認可を受けている事業中^{※1}の区間（12km）と、未着手^{※2}の区間（98km）を対象（P12, 図3-4参照）とし、「主要幹線道路」と「主要幹線道路以外の道路（生活幹線道路）」に分けて、それぞれの進め方を策定します。

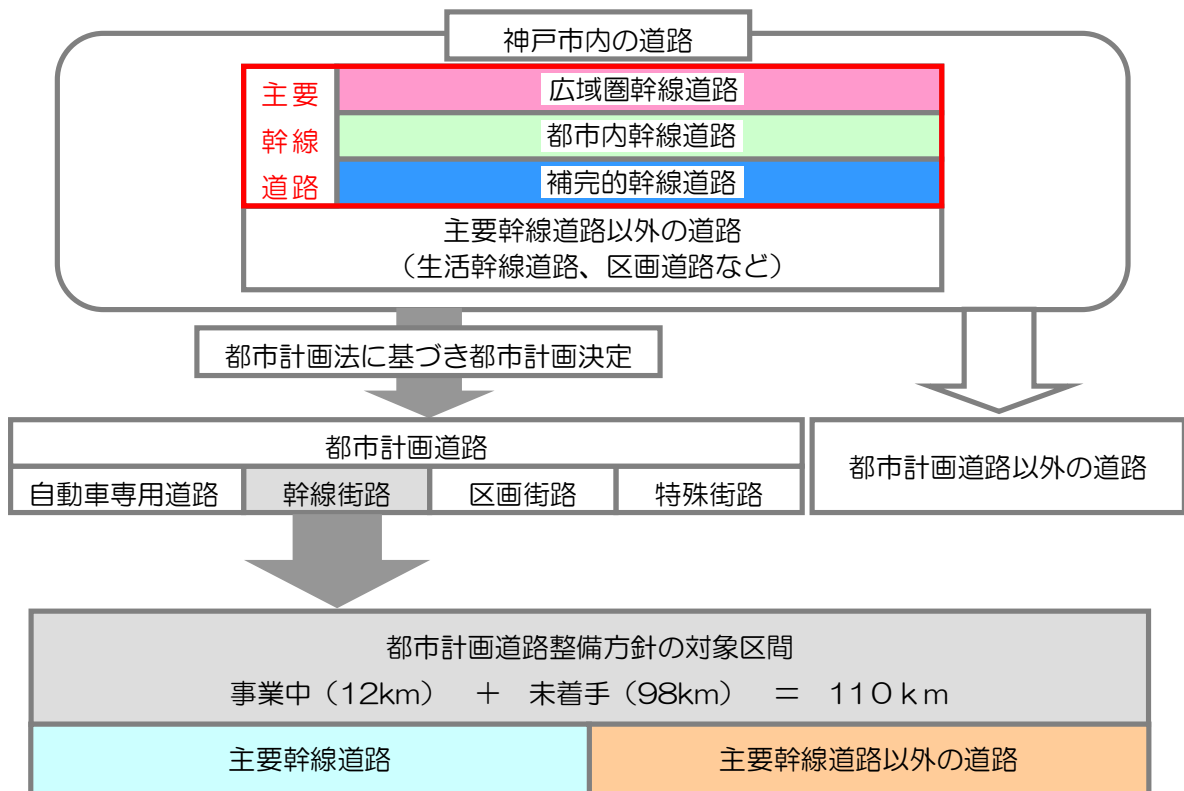


図3-1 対象区間の分類

※1 事業中 : 幹線街路の事業中区間約27kmのうち、国直轄事業など約15kmを除いた区間

※2 未着手 : 幹線街路のうち、整備に着手していない区間

(3) 主要幹線道路とは

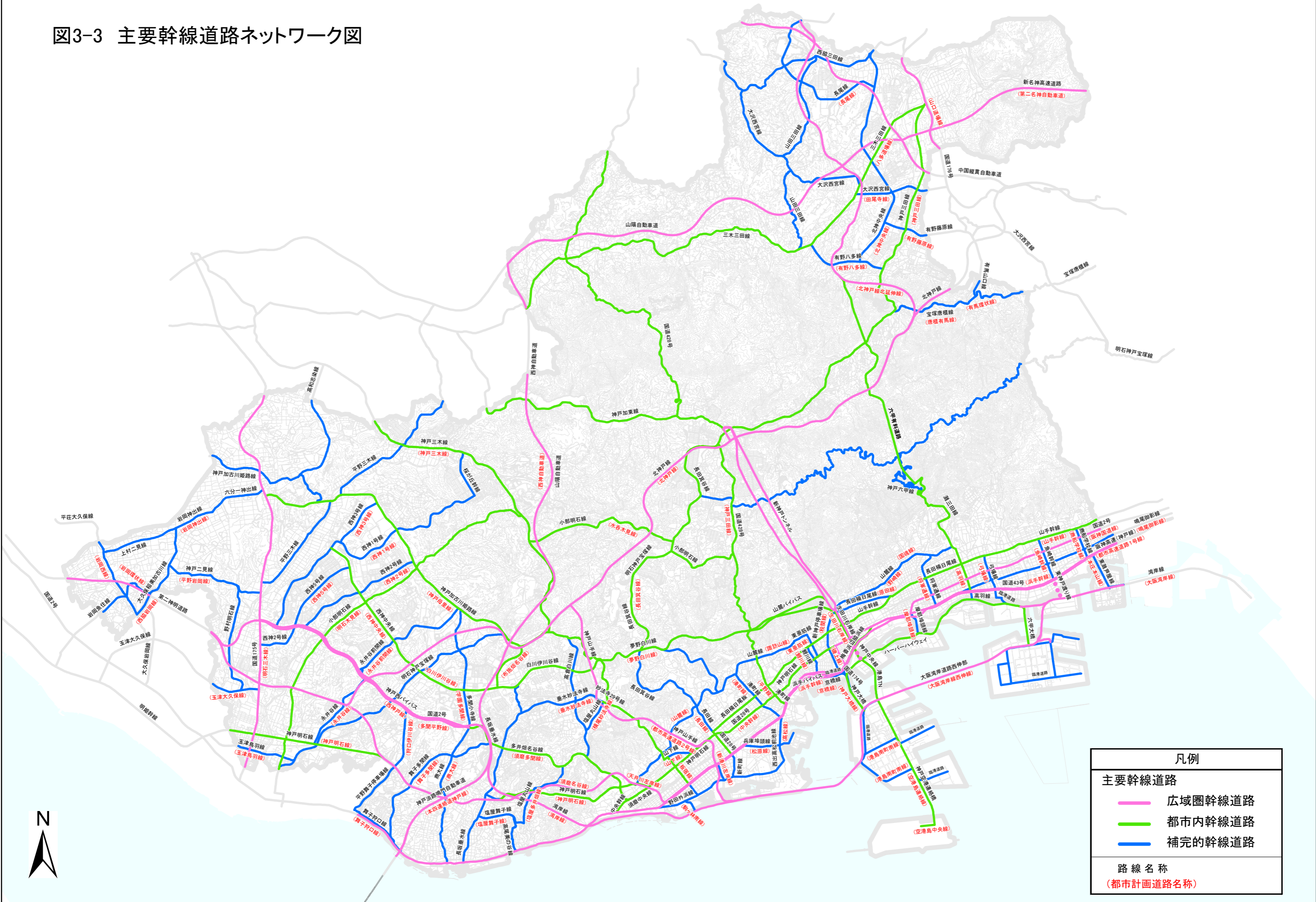
市内の道路のうち、都市の広域的な拠点機能を高める道路（広域圏幹線道路）や、既成市街地内及び市街地間を連絡し市域の一体性を高める機能を担う道路（都市内幹線道路）、及びこれらの道路を補完する機能を担う道路（補完的幹線道路）を、神戸市における「主要幹線道路」として位置づけます。

この「主要幹線道路」については、都市空間の将来像やその実現に向けた都市計画の取り組みの方向性を明らかにする「都市計画マスタープラン」において、「主要幹線道路ネットワーク」として位置づけます。（P11, 図 3-3 参照）



図 3-2 主要幹線道路ネットワークのイメージ

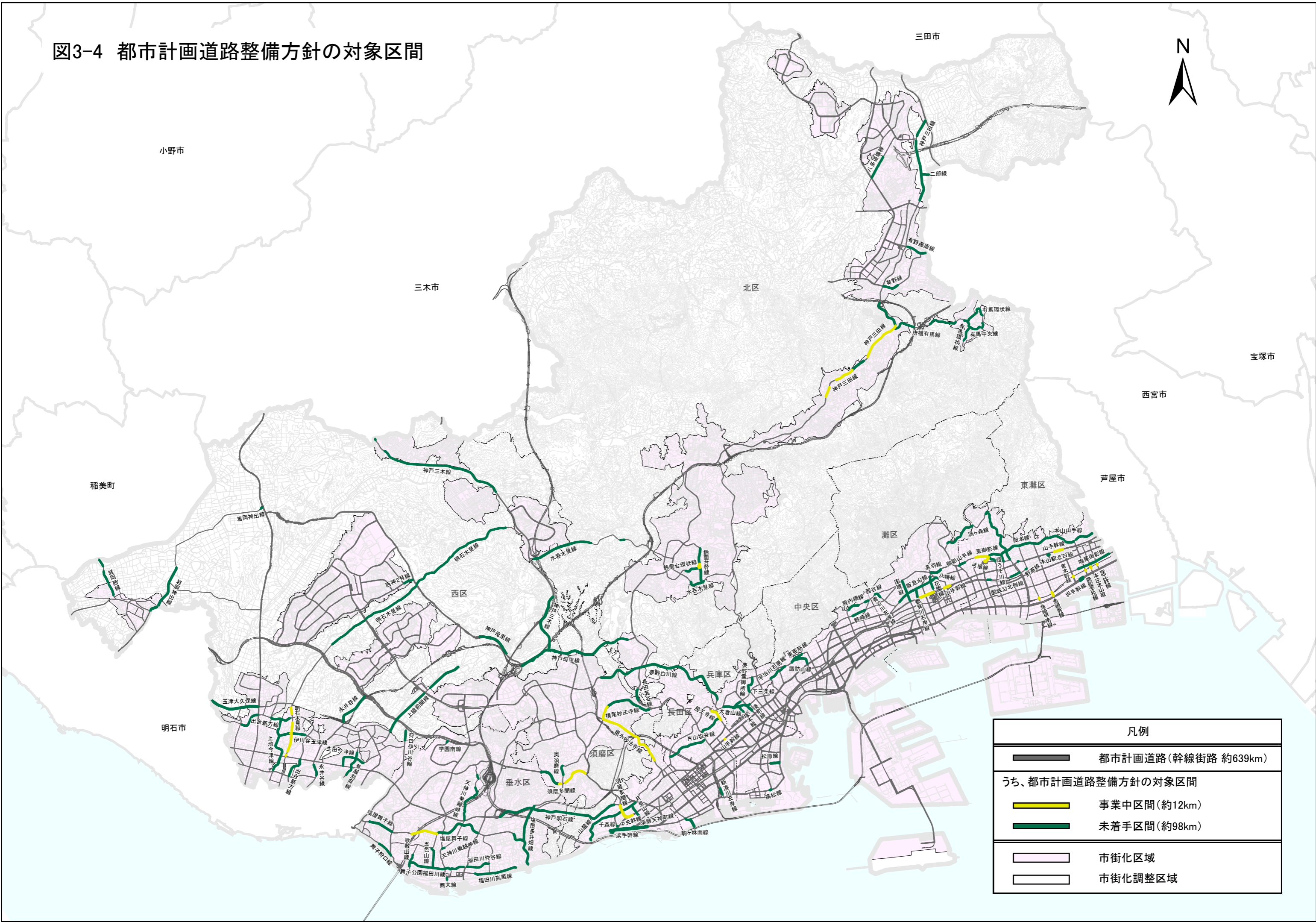
図3-3 主要幹線道路ネットワーク図








凡例	
主要幹線道路	
—	広域圏幹線道路
—	都市内幹線道路
—	補完的幹線道路
路線名称	
()	(都市計画道路名称)



図3-4 都市計画道路整備方針の対象区間



凡例	
	都市計画道路(幹線街路 約639km)
うち、都市計画道路整備方針の対象区間	
	事業中区間(約12km)
	未着手区間(約98km)
	市街化区域
	市街化調整区域

(4) 「主要幹線道路」の整備の進め方

「主要幹線道路」に位置づける都市計画道路について、社会経済情勢の変化や、周辺の土地利用状況等を勘案し、対象区間ごとに『交通機能※1』、『空間機能※2』、『市街地形成機能※3』の道路機能面から精査し、計画の見直しを行います。(P15, 図 3-6 参照) その結果、線形や幅員、車線数等の変更が必要となる区間については都市計画の手続きを行い、着実な整備に取り組んでいきます。

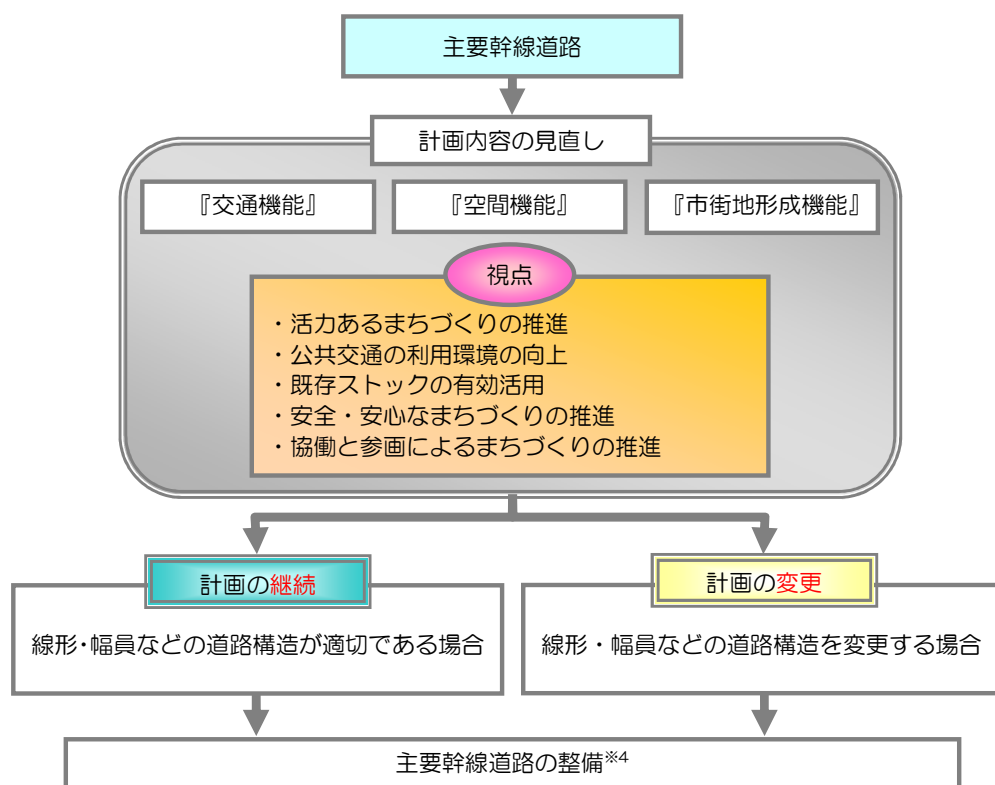


図 3-5 「主要幹線道路」の整備の流れ

※1 『交通機能』の検討

交通量や土地利用の状況などから必要な幅員構成要素（車道、歩道、停車帯等）を検証し、必要な総幅員を検討します。

※2 『空間機能』の検討

延焼防止などの防災空間やライフラインなどの収容空間、さらに通風、採光などの環境空間の確保の面から、それぞれの空間機能に応じて必要な総幅員を検討します。

※3 『市街地形成機能』の検討

市街地の誘導、街区の構成といった市街地形成機能としての道路整備の必要性を検討します。

※4 現道や周辺の道路の活用により、求められる機能を果たすことができる区間については、新たな道路整備を行わない場合もあります。

(5) 「主要幹線道路以外の道路（生活幹線道路）」の整備の進め方

都市計画道路整備方針の対象区間のうち、「主要幹線道路以外の道路」（P16, 図 3-8 参照）については、地域のまちづくりに必要であるとの合意形成が図られた場合、随時、「生活幹線道路」として位置づけて整備を行います。

合意形成の進め方としては、地域のみなさんとの協働と参画により、地域の課題を整理・共有し、まちづくりの課題改善に必要な方策を検討するため、都市計画を一旦廃止します。

そして、課題改善のために幹線道路の整備が必要であるとの合意形成が図られた地域ごとに、あらためて都市計画の手続きを行い、「生活幹線道路」に位置づけることにより整備を行います。

ただし、現在事業を行っている区間や、鉄道との連続立体交差事業や土地区画整理事業などの他事業に関連する区間のうち、整備が必要と判断した区間については、「生活幹線道路」に位置づけて、計画を継続します。

また、現在、協働と参画により、まちづくり協議会の活動の中で道路の検討を行っている大倉山線（東山町 3 丁目～菊水町 10 丁目）、夢野雪御所線（湊川町 9 丁目～湊川町 6 丁目）、塩屋多井畑線（塩屋町 1 丁目～塩屋町）、舞子公園福田川線（天ノ下町～御霊町）の区間については、「生活幹線道路」の検討区間に位置づけて協議を継続します。

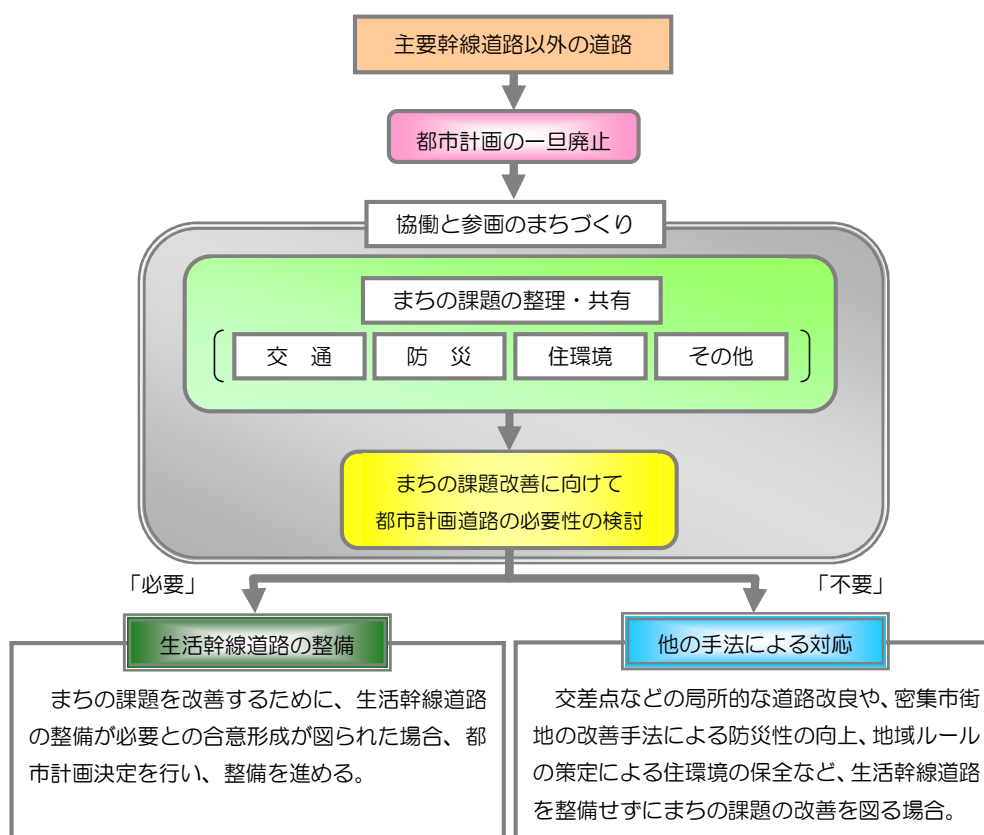
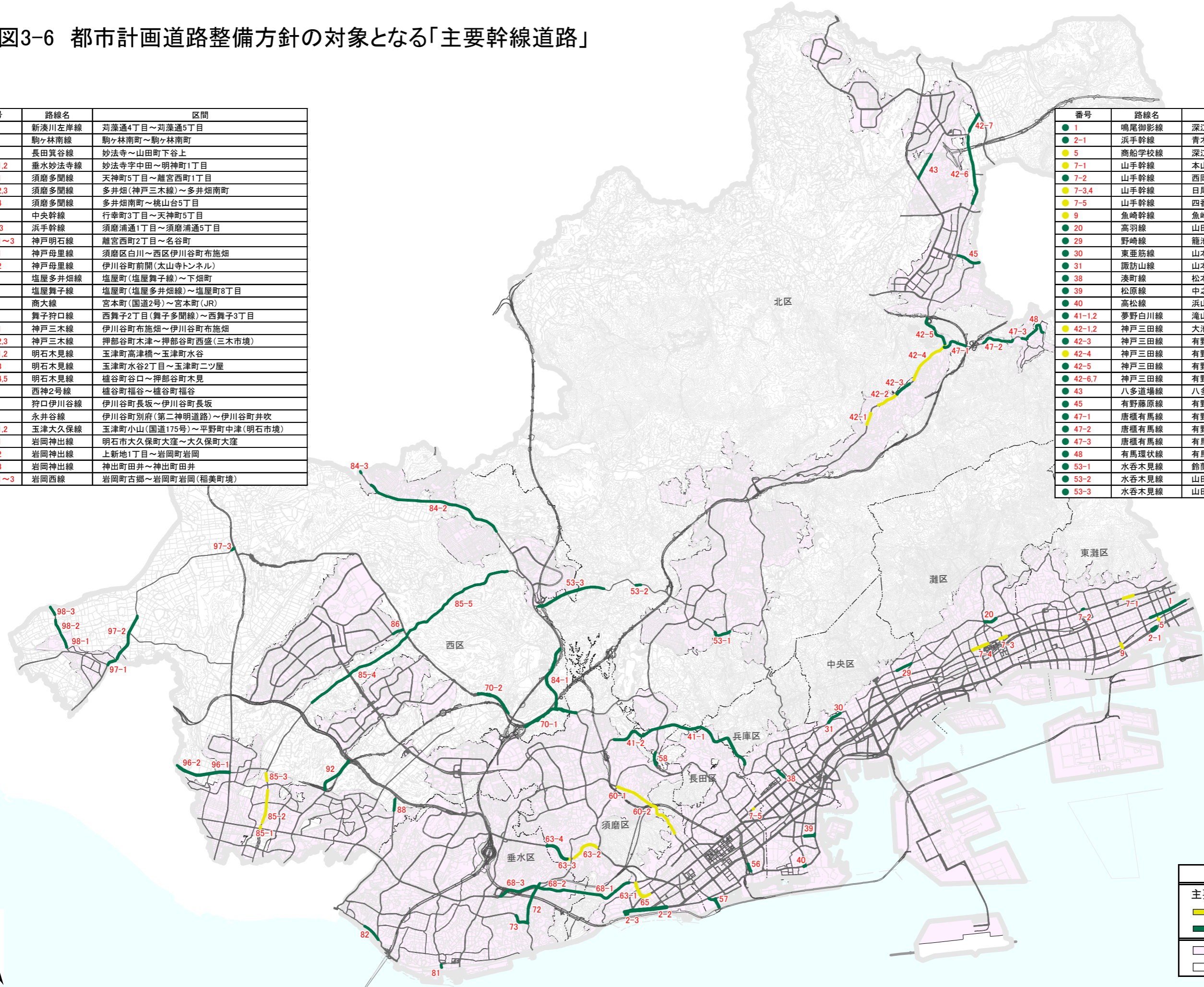


図 3-7 「主要幹線道路以外（生活幹線道路）」の整備の流れ

図3-6 都市計画道路整備方針の対象となる「主要幹線道路」

番号	路線名	区間
56	新湊川左岸線	苅藻通4丁目～苅藻通5丁目
57	駒ヶ林南線	駒ヶ林南町～駒ヶ林南町
58	長田箕谷線	妙法寺～山田町下谷上
60-1.2	垂水妙法寺線	妙法寺字中田～明神町1丁目
63-1	須磨多聞線	天神町5丁目～離宮西町1丁目
63-2.3	須磨多聞線	多井畑(神戸三木線)～多井畑南町
63-4	須磨多聞線	多井畑南町～桃山台5丁目
65	中央幹線	行幸町3丁目～天神町5丁目
2-2.3	浜手幹線	須磨浦通1丁目～須磨浦通5丁目
68-1～3	神戸明石線	離宮西町2丁目～名谷町
70-1	神戸母里線	須磨区白川～西区伊川谷町布施畑
70-2	神戸母里線	伊川谷町前開(太山寺トンネル)
72	塩屋多井畑線	塩屋町(塩屋舞子線)～下畑町
73	塩屋舞子線	塩屋町(塩屋多井畑線)～塩屋町8丁目
81	商大線	宮本町(国道2号)～宮本町(JR)
82	舞子狩口線	西舞子2丁目(舞子多聞線)～西舞子3丁目
84-1	神戸三木線	伊川谷町布施畑～伊川谷町布施畑
84-2.3	神戸三木線	押部谷町木津～押部谷町西盛(三木市境)
85-1.2	明石木見線	玉津町高津橋～玉津町水谷
85-3	明石木見線	玉津町水谷2丁目～玉津町二ツ屋
85-4.5	明石木見線	榎谷町谷口～押部谷町木見
86	西神2号線	榎谷町福谷～榎谷町福谷
88	狩口伊川谷線	伊川谷町長坂～伊川谷町長坂
92	永井谷線	伊川谷町別府(第二神明道路)～伊川谷町井吹
96-1.2	玉津大久保線	玉津町小山(国道175号)～平野町中津(明石市境)
97-1	岩岡神出線	明石市大久保町大窪～大久保町大窪
97-2	岩岡神出線	上新地1丁目～岩岡町岩岡
97-3	岩岡神出線	神出町田井～神出町田井
98-1～3	岩岡西線	岩岡町古郷～岩岡町岩岡(稲美町境)

番号	路線名	区間
1	鳴尾御影線	深江北町1丁目～本山南町2丁目
2-1	浜手幹線	青木4丁目～青木4丁目
5	商船学校線	深江北町4丁目～深江北町4丁目
7-1	山手幹線	本山北町2丁目～本山北町3丁目
7-2	山手幹線	西岡本3丁目
7-3.4	山手幹線	日尾町1丁目～將軍通4丁目
7-5	山手幹線	四番町3丁目
9	魚崎幹線	魚崎南町6丁目～魚崎中町1丁目
20	高羽線	山田町1丁目～山田町3丁目(將軍通線)
29	野崎線	籠池通4丁目(西谷線)～中尾町
30	東亜筋線	山本通4丁目～山本通4丁目(諏訪山線)
31	諏訪山線	山本通4丁目～山本通4丁目(東亜筋線)
38	湊町線	松本通1丁目～東山町3丁目
39	松原線	中之島2丁目(高松線)～中之島2丁目
40	高松線	浜山通4丁目(御崎本町線)～浜山通4丁目
41-1.2	夢野白川線	滝山町～車奥中ノ尾
42-1.2	神戸三田線	大池見山台～有野町唐櫃(鎌ヶ谷川)
42-3	神戸三田線	有野町唐櫃(鎌ヶ谷川)～有野町唐櫃(唐櫃IC)
42-4	神戸三田線	有野町唐櫃(唐櫃IC)～有野町唐櫃(有馬口)
42-5	神戸三田線	有野町唐櫃(有馬口)～有野町有野(五社ランプ)
42-6.7	神戸三田線	有野町二郎～道場町日下部
43	八多道場線	八多町下小名田～八多町中
45	有野藤原線	有野町有野(西宮市境)～有野町有野(神戸三田線)
47-1	唐櫃有馬線	有野町唐櫃(神戸三田線)～有野町唐櫃(唐櫃ランプ)
47-2	唐櫃有馬線	有野町唐櫃(唐櫃ランプ)～有野町唐櫃(有馬町境)
47-3	唐櫃有馬線	有馬町(有馬温泉駅前)～有馬町(太閤橋)
48	有馬環状線	有馬町(太閤橋)～有馬町(声有ゲート前)
53-1	水呑木見線	鈴蘭台東町2丁目～鈴蘭台南町7丁目
53-2	水呑木見線	山田町藍那(藍那駅前)
53-3	水呑木見線	山田町藍那～見津が丘4丁目

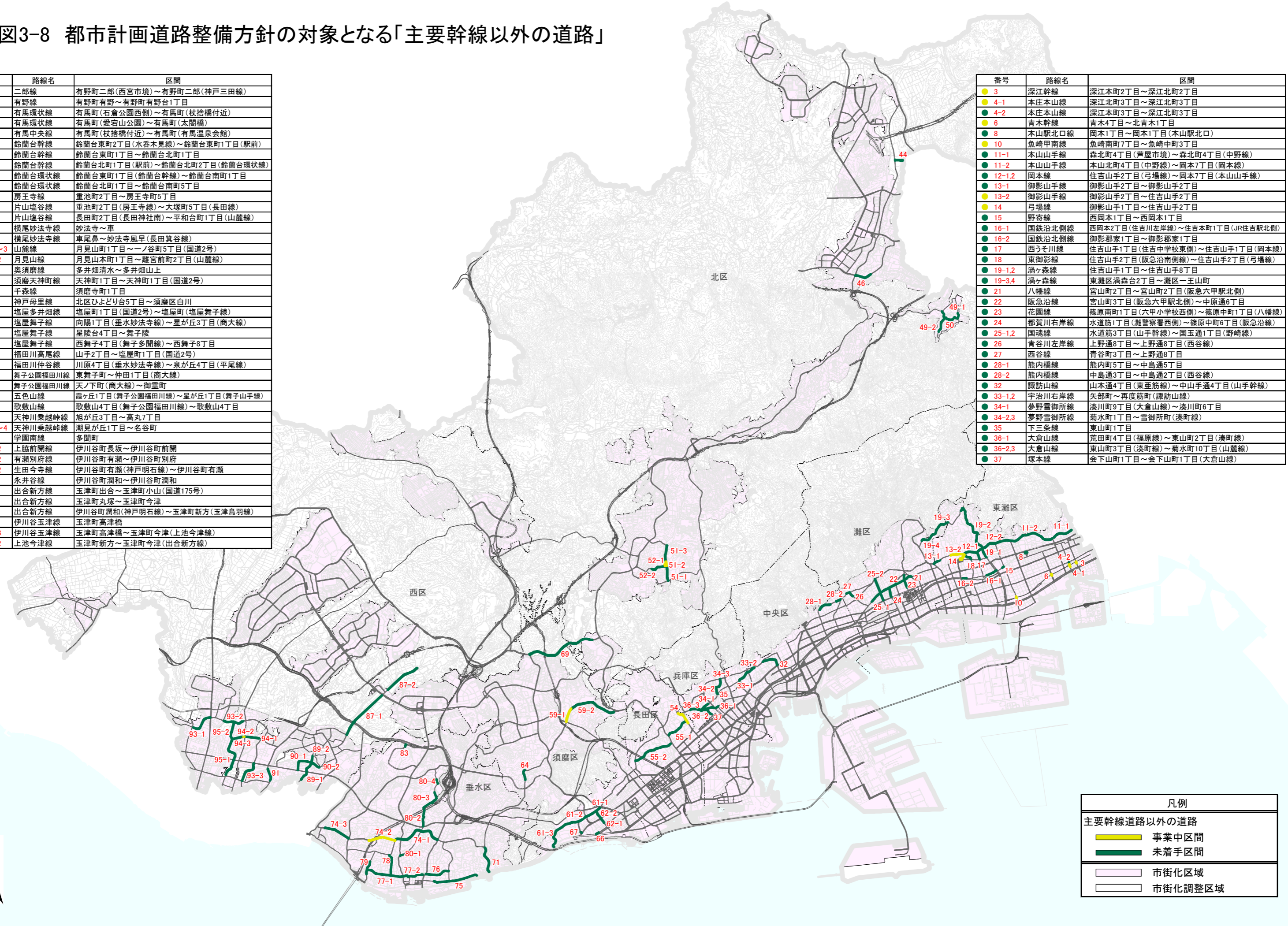


凡例	
主要幹線道路	
	事業中区間
	未着手区間
	市街化区域
	市街化調整区域

図3-8 都市計画道路整備方針の対象となる「主要幹線以外の道路」

番号	路線名	区間
44	二郎線	有野町二郎(西宮市境)～有野町二郎(神戸三田線)
46	有野線	有野町有野～有野町有野台1丁目
49-1	有馬環状線	有馬町(石倉公園西側)～有馬町(杖捨橋付近)
49-2	有馬環状線	有馬町(愛宕山公園)～有馬町(太閤橋)
50	有馬中央線	有馬町(杖捨橋付近)～有馬町(有馬温泉会館)
51-1	鈴蘭台幹線	鈴蘭台東町2丁目(水呑木見線)～鈴蘭台東町1丁目(駅前)
51-2	鈴蘭台幹線	鈴蘭台東町1丁目～鈴蘭台北町1丁目
51-3	鈴蘭台幹線	鈴蘭台北町1丁目(駅前)～鈴蘭台北町2丁目(鈴蘭台環状線)
52-1	鈴蘭台環状線	鈴蘭台東町1丁目(鈴蘭台幹線)～鈴蘭台南町1丁目
52-2	鈴蘭台環状線	鈴蘭台北町1丁目～鈴蘭台南町5丁目
54	房王寺線	重池町2丁目～房王寺町5丁目
55-1	片山塩谷線	重池町2丁目(房王寺線)～大塚町5丁目(長田線)
55-2	片山塩谷線	長田町2丁目(長田神社南)～平和台町1丁目(山麓線)
59-1	横尾妙法寺線	妙法寺～車
59-2	横尾妙法寺線	車尾鼻～妙法寺風早(長田箕谷線)
61-1～3	山麓線	月見山町1丁目～ノ谷町5丁目(国道2号)
62-1,2	月見山線	月見山本町1丁目～離宮前町2丁目(山麓線)
64	奥須磨線	多井畑清水～多井畑山上
66	須磨天神町線	天神町1丁目～天神町1丁目(国道2号)
67	千森線	須磨寺町1丁目
69	神戸母里線	北区ひよどり台5丁目～須磨区白川
71	塩屋多井畑線	塩屋町1丁目(国道2号)～塩屋町(塩屋舞子線)
74-1	塩屋舞子線	向陽1丁目(垂水妙法寺線)～星が丘3丁目(商大線)
74-2	塩屋舞子線	星陵台4丁目～舞子陵
74-3	塩屋舞子線	西舞子4丁目(舞子多聞線)～西舞子8丁目
75	福田川高尾線	山手2丁目～塩屋町1丁目(国道2号)
76	福田川仲谷線	川原4丁目(垂水妙法寺線)～泉が丘4丁目(平尾線)
77-1	舞子公園福田川線	東舞子町～仲田1丁目(商大線)
77-2	舞子公園福田川線	天ノ下町(商大線)～御雲町
78	五色山線	霞ヶ丘1丁目(舞子公園福田川線)～星が丘1丁目(舞子山手線)
79	歌敷山線	歌敷山4丁目(舞子公園福田川線)～歌敷山4丁目
80-1	天神川乗越峠線	旭が丘3丁目～高丸7丁目
80-2～4	天神川乗越峠線	潮見が丘1丁目～名谷町
83	学園南線	多聞町
87-1,2	上脇前開線	伊川谷町長坂～伊川谷町前開
89-1,2	有瀬別府線	伊川谷町有瀬～伊川谷町別府
90-1,2	生田今寺線	伊川谷町有瀬(神戸明石線)～伊川谷町有瀬
91	永井谷線	伊川谷町潤和～伊川谷町潤和
93-1	出合新方線	玉津町出合～玉津町小山(国道175号)
93-2	出合新方線	玉津町丸塚～玉津町今津
93-3	出合新方線	伊川谷町潤和(神戸明石線)～玉津町新方(玉津鳥羽線)
94-2	伊川谷玉津線	玉津町高津橋
94-1,3	伊川谷玉津線	玉津町高津橋～玉津町今津(上池今津線)
95-1,2	上池今津線	玉津町新方～玉津町今津(出合新方線)

番号	路線名	区間
3	深江幹線	深江本町2丁目～深江北町2丁目
4-1	本庄本山線	深江北町3丁目～深江北町3丁目
4-2	本庄本山線	深江本町3丁目～深江北町3丁目
6	青木幹線	青木4丁目～北青木1丁目
8	本山駅北口線	岡本1丁目～岡本1丁目(本山駅北口)
10	魚崎甲南線	魚崎南町7丁目～魚崎中町3丁目
11-1	本山人手線	森北町4丁目(芦屋市境)～森北町4丁目(中野線)
11-2	本山人手線	本山人手4丁目(中野線)～岡本7丁目(岡本線)
12-1,2	岡本線	住吉山手2丁目(弓場線)～岡本7丁目(本山人手線)
13-1	御影山手線	御影山手2丁目～御影山手2丁目
13-2	御影山手線	御影山手2丁目～住吉山手2丁目
14	弓場線	御影山手1丁目～住吉山手2丁目
15	野奇線	西岡本1丁目～西岡本1丁目
16-1	国鉄沿北側線	西岡本2丁目(住吉川左岸線)～住吉本町1丁目(JR住吉駅北側)
16-2	国鉄沿北側線	御影郡家1丁目～御影郡家1丁目
17	西うそ川線	住吉山手1丁目(住吉中学校東側)～住吉山手1丁目(岡本線)
18	東御影線	住吉山手2丁目(阪急沿南側線)～住吉山手2丁目(弓場線)
19-1,2	渦ヶ森線	住吉山手1丁目～住吉山手8丁目
19-3,4	渦ヶ森線	東灘区渦森台2丁目～灘区一王山町
21	八幡線	宮山町2丁目～宮山町2丁目(阪急六甲駅北側)
22	阪急沿線	宮山町3丁目(阪急六甲駅北側)～中原通6丁目
23	花園線	篠原南町1丁目(六甲小学校西側)～篠原中町1丁目(八幡線)
24	都賀川右岸線	水道筋1丁目(灘警察署西側)～篠原中町6丁目(阪急沿線)
25-1,2	国魂線	水道筋3丁目(山手幹線)～国玉通1丁目(野崎線)
26	青谷川左岸線	上野通8丁目～上野通8丁目(西谷線)
27	西谷線	青谷町3丁目～上野通8丁目
28-1	熊内橋線	熊内町5丁目～中島通5丁目
28-2	熊内橋線	中島通3丁目～中島通2丁目(西谷線)
32	諏訪山線	山本通4丁目(東垂筋線)～中山手通4丁目(山手幹線)
33-1,2	宇治川右岸線	矢部町～再度筋町(諏訪山線)
34-1	夢野雪御所線	湊川町9丁目(大倉山線)～湊川町6丁目
34-2,3	夢野雪御所線	菊水町1丁目～雪御所町(湊町線)
35	下三条線	東山町1丁目
36-1	大倉山線	荒田町4丁目(福原線)～東山町2丁目(湊町線)
36-2,3	大倉山線	東山町3丁目(湊町線)～菊水町10丁目(山麓線)
37	塚本線	会下山町1丁目～会下山町1丁目(大倉山線)



凡例	
主要幹線道路以外の道路	
	事業中区間
	未着手区間
	市街化区域
	市街化調整区域